

総社市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第3号

総社市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

総社市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年総社市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>総社市の議会の議員及び長の選挙</u>における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>総社市の議会の議員及び長の選挙</u>においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が、法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により総社市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p>総社市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>総社市長の選挙</u>における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>総社市長の選挙</u>においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が、法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により総社市に帰属することとならない場合に限る。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。